

# ひょうご航空ビジネス参入・取引拡大プロジェクト運営規約

本規約は、ひょうご航空ビジネス参入・取引拡大プロジェクト（以下、「航空ビジネス・プロジェクト」という。）運営に関する事項を定めるものである。

## 第1章 総 則

（目 的）

第1条 航空ビジネス・プロジェクトは、航空分野に新規参入或いは取引拡大に寄与することを目的とする。

（活動の概要）

第2条 航空ビジネス・プロジェクトは、次の活動を行う。（順次活動できるものから実施する）

- （1）勉強会：全体会議、工場見学、情報提供他
- （2）技術指導：会員間・専門家による技術指導
- （3）コーディネート業務・各種公募プロジェクト応募サポート他
- （4）広報活動：政府・官庁・システムメーカーへの働きかけ、マスコミ対応
- （5）共同受注業務への橋渡し
  - ①開発：会員間・産学での共同開発
  - ②設計・製造：会員間での単独・共同製造
  - ③検査・品質保証：共同受注品の検査や品質管理

（活動年度）

第3条 航空ビジネス・プロジェクトの活動年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

## 第2章 組 織

（事務局）

第4条 航空ビジネス・プロジェクトに事務局を置く。事務局は、公益財団法人新産業創造研究機構とする。

## 第3章 会員の定義、入退会、資格の喪失

（会員の定義）

第5条 航空ビジネス・プロジェクト会員（以下、「会員」という。）とは、航空ビジネス分野に新規参入或いは取引拡大を目指す会社等の法人であって、ISO9001、JSQ9100、Nadcapの何れかの資格を取得（近々に取得予定を含む）していることを要し、次条に従い本規約に同意し入会したものをいう。

（入会手続き）

第6条 航空ビジネス・プロジェクトへの入会手続きは次の手順により行う。

- （1）航空ビジネス・プロジェクトへ入会を希望する法人は、本運営規約に同意した後、航空ビジネス

ス・プロジェクト事務局（以下、「事務局」という。）が定める航空ビジネス・プロジェクト登録申込書（以下、「申込書」という。）、確認書、秘密保持契約書に必要事項を記入の上、事務局へ提出する。

- (2) 事務局は申込書、確認書、秘密保持契約書を受領して、内容を確認した後、入会の諾否を決定し、その結果を入会申込者に通知する。

(退 会)

第7条 会員は、事務局へ申し出て、航空ビジネス・プロジェクトから退会することができる。退会時に退会届を提出する。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号に該当する場合、何ら通知勧告を要せず、事務局の判断をもって会員資格を喪失させることができるものとする。

- (1) 入会后、申込書に記入の内容が虚偽であることが判明した場合
- (2) 本規約による機密保持義務に違反した場合
- (3) 航空ビジネス・プロジェクトの運営を妨害した場合
- (4) 航空ビジネス・プロジェクト又は他の会員の名誉又は信用を著しく損なう行為があった場合
- (5) 会員の破産・民事再生・会社更生・会社整理もしくは特別清算の何れかの手続き開始の申し立てがあった場合
- (6) その他、会費未払い等、本規約の重大な違反行為があった場合

## 第4章 会員の義務

(信義誠実の原則)

第9条 会員は、航空ビジネス・プロジェクトを円滑に遂行するために、信義誠実の原則をもって努めなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、第6条第1号の申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに事務局へその旨を書面で届け出なければならない。

(会費)

第11条 会員の会費は、月当たり5,000円とし、前期分(30,000円)を毎年4月末まで及び後期分(30,000円)を9月末までに、当年度分として支払うものとする。ただし、活動年度の途中で入会した会員は、活動年度の残月数(加盟した日の属する月を含む)に応じた金額を事務局の指定する期限までに支払うものとする。

- 2 集めた会費については、会員全体に寄与するものに、使用を限定する。
- 3 会員の会費は、前年度の実績等により、変動する場合がある。
- 4 退会時及び資格喪失時、会員が既に支払った会費は、理由の如何を問わず一切返却されない。

(臨時会費)

第12条 専門家による航空生産技術中核人材の育成出前研修など特別に費用が嵩むような活動等を行う場合には、参加会員が応分の負担をするものとする。

(秘密保持)

第13条 事務局と会員との間で秘密保持契約を締結するものとする。また、会員相互間で知り得た秘密情報を守秘すべきものとし、開示当事者からの文書による事前の承諾なしに、これらを第三者へ開示、漏洩してはならない。ただし、秘密情報に関する規定は、次に掲げるものについては適用されないものとする。

- (1) 秘密情報を知得したとき既に公知のもの
- (2) 秘密情報を知得した者の責によらないで公知となったもの
- (3) 秘密情報を知得したときに既に保有していたもの
- (4) 秘密情報に基づかず独自に開発したもの
- (5) 正当な権限を持つ第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- (6) 司法又は行政機関の要請により、開示が必要なもの

2 本規約に基づく航空ビジネス・プロジェクト活動を通じて得られた技術情報アイデア、出版物、レポート、印刷物等に係わる権利及び所有権等（知的財産権を含む）を、会員が単独もしくは独断でこれらを他に開示、漏洩してはならない。

3 前項の権利及び所有権等の詳細な取扱いについては、各々の事案ごとに別途協議して定めるものとする。

## 第5章 規約の改正

(規約の改正)

第14条 本規約の改正が必要な場合は、事務局にて改正案を作成し、会員に諮った後2週間以内に疑義がないことをもって改正案は承認されたものとする。

## 第6章 プロジェクトアドバイザー

(プロジェクトアドバイザー)

第15条 本航空ビジネス・プロジェクトにプロジェクトアドバイザーを置くことができる。

2 プロジェクトアドバイザーの委嘱、業務に関する事項については別途定める規程に従う。

3 プロジェクトアドバイザーは、業務上知り得た秘密については、守秘義務を負う。

付則

制定日：平成25年 3月13日

施行日：平成25年 4月 1日

改正日：平成29年 8月 1日

改正日：令和2年 4月 1日